２０１８（平成３０）年1月９日

北海道大学
総　長　　名和　豊春　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　　松本　伊智朗

団体交渉の申し入れ

去る１２月１８日に、本年の人事院勧告（給与勧告）への北海道大学としての対応、また、退職手当の支給水準にかかわる北海道大学としての新たな対応が説明された。

加えて、２０１２（平成２４）年の改正労働契約法にかかわる「無期労働契約への転換」による「無期転換申込権」が、北海道大学で働く有期労働契約の労働者に与えられる権利として、２０１８（平成３０）年４月１日以降に発生する状況に鑑み、以下の３点を要求事項とする団体交渉を申し込む。

なお、２０１１（平成２３）年８月２９日に北海道大学総長と交わした確認書の第１項－「給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意を持って交渉すること」－に基づき、誠実な労使交渉を行うよう、重ねて求める。

要求事項

１．本年の人事院勧告（給与勧告）を参照した北海道大学の対応について、月例給部分については、引き上げ（俸給表の改定）を計画していることは評価しているものの、手当部分についても一時金の支給というかたちではなく、後年度分も含めて、人事院勧告の内容を完全実施することを求める。

２．退職手当の支給水準の引き下げについては、北海道大学で働く労働者にとって明らかな不利益変更であり、撤回することを求める。

３．改正労働契約法の趣旨に即して、非正規職員の最大雇用年数を５年としている「５年雇い止め」のルールを完全撤廃することを求める。

以上